

09年12月議会

観光交流施設（紅屋通り三軒茶屋、東城えびす）設置、管理条例に反対の討論

09年12月18日（金） 日本共産党 藤木くにあき

日本共産党の藤木くにあきでございます。私は、議案第186号 庄原市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案に反対の討論をおこないます。

まず、庄原市まちなか交流施設（紅屋通り三軒茶屋・事業費1,900万円）について、その敷地を将来にわたって、無償で借りられる保障がなく、将来取得できる見通しもはっきりしていないこと、また、まちなか広場の取得がまだ済んでいないこと、したがって、私有地となっている小路を、将来にわたって自由に使用できるのか、あるいは、市が取得できるのかがはっきりしていないこと、テナントも未定であることなど、事業計画が不明確であり、それらの見通しがはっきりしてから観光交流施設設置及び管理条例を審議すべきであり、今回の提案を受け入れることはできません。

庄原市東城まちなか交流施設（通称えびす・延床面積300㎡、総事業費9,400万円）については、三楽荘との整合性に、大きな問題があり、新たに三楽荘を取得、修繕（延床面積1,000㎡、当面の事業費の概算1億3,600万円）するのであれば、それを決める前に、議会や東城の市民会議に十分協議し、再検討すべきだったことは当然のことです。

それは、東城まちなか交流施設の建設予定地と三楽荘は、道路をはさんだ近い場所にあり、両方の建設事業をやるのは、財政難のもと、不要、不急の建設事業になると考えるからです。

現に、多くの市民も、議会の多数も、市長が、イニシアチブを発揮し、三楽荘にまちなか交流施設の機能をあわせもたせ、まちなか交流施設の建設を凍結、再検討するよう、つよく求めてきました。

しかし、市長は、結果として、まちなか交流施設の建設は当初予算で、また、三楽荘の取得と修繕は補正予算で、議会の多数を確保し可決していることをよいことに、両方の事業を強行する道を選択されました。

こうした経過をふまえるなら、まちなか交流施設（通称えびす）の活用について、しっかりとした計画を議会に提案してから審議すべきものであり、現時点で、条例の改正に賛成することはできません。

今後、これらのことに、全力をつくし、再提案されるようつよく求めて、私の討論といたします。